

# せ

農業委員会だより

# せいろう

第22号

令和4年1月



新潟県で開発された梨「新王(しんおう)」、「新美月(しんみづき)」などを町の農家グループ「SEIRO FRUIT VILLAGE (せいろうフルーツビレッジ)」で共同栽培しています。ジョイント仕立て栽培という手法を用いることにより、早期成園化、省力栽培が期待できます。

また、暴風、ひょう害対策、病害虫防除も兼ねた多目的防災網を設置することによりリスクに備えています。

第24期農業委員会活動



聖籠町農業委員会会長

駒澤 一男

昨年はコロナウイルスの影響による米価の下落と8月上旬の台風と高温による作況の低下で、基幹作物である稲作が大きなダメージを受けました。この様な状況の中、一番心配されるのが離農者の増加です。

農業はただ作物を生産するだけではなく、食料自給率の向上や国土保全、景観の維持、自然環境の保全など多面的な機能がたくさんあります。離農者の増加で現場でのマンパワー不足が心配されるだけでなく、条件の悪い農地の遊休化などが考えられます。

我々農業委員会としても、人・農地プランの話し合いや認定農業者との意見交換などを通して農家の意見を集約し、行政に対して意見書を提出するなど現場での活動を一層高める必要があると思っていますので、今後ともご協力をお願いいたします。

地区担当の委員が 農地、農業等に関するご相談に応じます

農業委員 主な役割：①農地法に基づく許認可 ②地域農業振興の推進 ③農業者の公的代表組織

農地利用最適化推進委員 主な役割：①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進

Table with 8 columns: 地区, 担当農業委員 (Tel), 担当農地利用最適化推進委員 (Tel). Rows include areas like 四ッ屋, 中の橋, 山三賀, etc.

(任期：令和4年3月31日まで)

農業委員会の主な動き

令和3年1月～令和3年12月

Table listing activities with dates and descriptions, such as '1月25日 農業委員会部会・総会' and '12月24日 農業委員会部会・総会・委員会合同会議'.

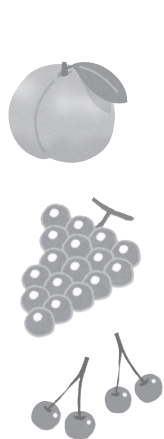
## 新規就農者紹介

花山 康誠  
二本松

物心つく前から今は亡き祖父の膝の上に乗せてもらいトラクター、コンバイン、田植機に乗り、小学校四年生からはスピードスプレーヤーに乗り、そこからぶどうや桜桃の作業を始めました。高校卒業後は県の農業大学校へ行き農業の基礎を学び、昨年の3月に卒業し、現在は両親とともに家業である果樹栽培を始めました。

私は他の新規就農者の方とは違い社会経験や知識も少なく、何をするにも不安や疑問が先行してしまい、今シーズンは満足な結果になりませんでした。

しかし、二本松の若い世代の先輩方からアドバイスをいただき、父の背中を見てたくさんのことを学びました。まだ農業を始め



年も経っていないのに理想ばかりが先行してしまい、抱えている問題や今後の課題が押し寄せてきていて、時間がいくらあっても足りないというのが本音ですが、目の前の問題を一つずつ解決し、来年は今年よりもっと良いぶどうを作り、聖籠町に来る人を笑顔にできるように全力を尽くしていきたいと思えます。

将来的には年齢、性別問わずたくさんの方々が気軽に来れるような直販所を作り、若い世代から年配の世代まで広い年齢層で愛される高品質なぶどうを作り、もっともっと聖籠町のぶどうを全国に知ってもらえるよう頑張っていきたいです。

大谷 誠  
二本松

会社に勤めながら農繁期になると父の手伝いをしておりましたが、年々続けて少しずつできることが増えていくと、もっと良い作物を作りたいという気持ちと父をはじめとする先輩の方々の技術や色々なことを学びたいという思いが強くなり、就農を決意しました。

私は幼少の頃より聖籠町の農業と観光果樹園を営む家族と周りの農家の方々を見て育ってきました。毎年、さくらんぼとぶどうの収穫期になると、新潟県内各地や県外から聖籠町に美味しい作物を求めたお客様が集まり賑わう街の姿を当たり前のように見えてきました。歳を重ねるにつれ、その街の姿の魅力と素晴らしさと可能性に

改めて気付くようになりました。そのような街の姿を続けていけるように、また更に盛り上げられるように微力ながらも力になつていきたい所存です。

大変なことも多々ありますが、来ていただいたお客様に、「美味しい」や「ありがとう」と喜んで帰ってもらえた時の嬉しさとやりがいには他に比べられないものがあります。このようなことが感じられる聖籠町と祖父の代から続いている果樹農地がある環境にまずは感謝をして、より良い品質に、より美味しい作物にしていけることが継承農家の担う役割の一つだと考えております。

まだまだ知識も経験も浅い、鈍い光を放つ一年生ではございますが、新しいことに挑戦する姿勢を大切に、温故知新の気持ちを忘れずに頑張りますので、ご指導の程よろしくお願ひします。

11月5日に

**農業委員会が意見書を町長と町議会に提出しました。**

## 意見書（概要）

### 1 持続可能な農業へ向けて

本町においても、認定農業者など担い手と言われる農業者が高齢化により減少し、更に、農業収入はコロナウイルス感染拡大長期化の影響等で米価等は下落し、多大な被害を被っている状況にあります。

担い手である農業者が、安定した農業経営を持続させるには、農地利用の最適化の推進はもちろんのこと、基盤整備、農業用施設整備や組織育成、園芸作物等を取入れた複合営農の促進、収入保険制度の啓発など総合的な農業支援策が重要と考えます。今後も関係機関・団体と連携を図りながら、持続可能な農業の確立に向けた支援策を講じられるようお願いいたします。

### 2 担い手への農地の集積・集約化について

農産物の生産コストを下げ増収を図るためには、耕作の事業に供される農地を効率的に耕作できる集積・集約化が必要です。そのため、農地中間管理事業の活用、人・農地プランの実践に向けた地域での取組みや基盤整備事業の活用などにより、担い手への集積・集約がより一層図られるよう支援をお願いします。

### 3 耕作放棄地の発生防止・解消について

高齢化による労働力不足や所有者不明に伴う農地の管理不全など様々な要因による耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地には、解消が難しい荒廃農地も多くあり、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地所有者等への指導のみでは、解消に限界があります。そのため、基盤整備事業の推進や遊休農地対策事業補助金の拡充など具体的な施策を講じ、耕作放棄地の発生防止・解消に支援いただくようお願いいたします。

### 4 農業委員会の体制について

農業委員会は、農地利用の最適化に取り組んでおります。人・農地プランの実践では、町当局等と連携し業務を遂行しなければなりません。また、町内7地区で話合いが進められている基盤整備事業は、農地中間管理事業と高い関連があり、その推進は、農業委員会に多大な事務負担を生じさせているところです。つきましては、増加する農業委員会業務に対応するために、農業委員及び事務局職員の配置を引続き講じられるようお願いいたします。

※ 意見書全文は農業委員会事務局で閲覧できます。

# 聖籠町賃借料情報は下記のとおりです。

令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

## 1. 田（水稻）の部

※

締結（公告）された地域	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	筆数	使用貸借(筆数)
30a～100a区画のほ場整備完了地	21,700	31,000	14,000	85	10
ほ場整備完了地除く全域	20,900	31,000	10,000	1,059	64
ビニール水田	19,300	22,000	14,000	34	0
(参考) 聖籠町平均	20,900	—	—	—	—

## 2. 畑の部

区 分		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	筆数	使用貸借(筆数)
普通畑	町内全域（普通作物）	8,200	21,000	500	13	81
特殊畑	町内全域（果樹等）	24,600	30,000	21,000	7	14

※ 使用貸借とは無償の貸借です。（ただし、維持管理費等の負担を除く）

# 知って得する！ 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

■ 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！

■ 一定の要件を満たす方には、  
月額最大 **1 万円**の保険料補助

■ 加入で大きな節税効果！  
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

- 農業者年金の加入には、  
「国民年金第 1 号被保険者であること」  
「年間 60 日以上農業に従事していること」  
「60 才未満であること※」  
の 3 つの要件を満たしている必要があります。

※令和 4 年 5 月から 60 歳以上 65 歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。



終身年金で  
安心！

詳しくは…



<https://www.nounen.go.jp>

ご相談は農業委員会、又は JA へ！

農業を経営する皆様へ  
収入減少を補てんします

# 「収入保険」

(農業経営収入保険)

予期せぬ事故災害に備え加入しましょう

— NOS A | 新潟下越支所 —

## 農業収入の減少を補てん

収入保険は、品目にとらわれず、農業者が保険期間に自ら生産した農産物の販売収入全体を対象に、収量減少や価格低下など、経営努力では避けられない収入減少を補てんします。

## 青色申告している農業者が対象

青色申告している農業者（現金主義を除く）が、収入保険に加入できます。

## 収入減少の様々なリスク

自然災害による収量減少や価格

低下など、様々なリスクがあります。

### 例

- 災害で作付け不能となる
- けがや病気で収穫できない
- 新型コロナウイルスによる影響で売り上げが減った…など

## 収入保険と類似制度の選択

収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度との重複加

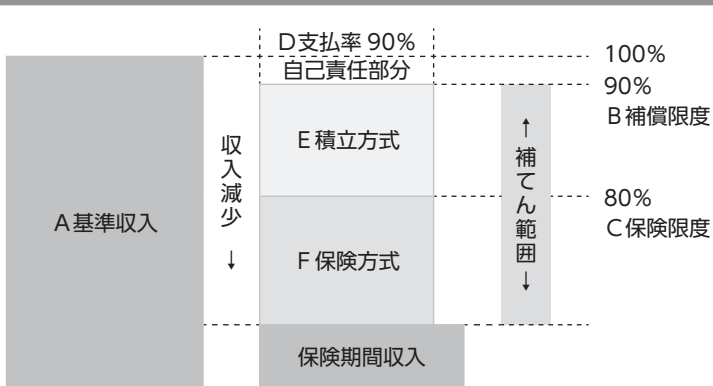
入はできません。

収入保険新規加入する場合、加入している類似制度は契約解除の必要があります。また、保険期間開始した後で類似制度に加入した場合、収入保険が契約解除となりますので注意が必要です。

ただし、野菜価格安定制度は、収入保険新規加入後、2年間は同時利用が可能です。

## 収入保険の仕組み

(補償が最も大きい補償限度 90%、支払率 90%の場合)



- A 基準収入 … 過去の収入実績、保険期間の見込収入、規模拡大等を考慮して算定します。
- B 補償限度 … 保険期間の収入が補償限度を下回ると補てんされます。基準収入から補償限度までは補てんされない自己責任部分です。
- C 保険限度 … 収入が保険限度を下回ったら、保険方式で補てんされます。
- D 支払率 …… 補償限度を下回った金額に支払率を掛けて支払補てん金を計算します。
- E 積立方式 … 国が 75%、加入者が 25%を負担し積立てる方式で、積立金は掛捨てではありません。
- F 保険方式 … 保険料は国が 50%、加入者が 50%、掛捨てです。

	収入保険	ナラシ対策
加入者	・青色申告農業者（現金主義での青色申告者は除く）	・認定農業者
補償対象及び農産物	・全ての農産物の収入	・米（主食用、備蓄用）、麦、大豆の収入
対象期間	・1年間（税務申告と同じ期間）	・対象農産物の生産年
補てん	・保険期間（事業年度）の販売等収入が補償限度を下回った場合、下回った金額に支払率をかけて算定します。	・米、麦、大豆の当年産の収入が標準的収入金額を下回った場合、差額の9割を補てんします。 ・出荷・販売した実績（生産実績数量）に基づき補てん金支払います。

## 収入保険とナラシ対策の制度

**収入保険の保険料等(例)**

保険料等の例は、基準収入1千万円、補償限度90%、支払率90%の、最も多くの加入者が選択している基本な補償割合です。

基準収入	1,000万円
補償限度	90% (内訳) 積立方式 10%(積立幅) 保険方式 80%(保険限度)
支払率	支払率 : 支払率 90%
保険料等	保険料等 : 33.5万円 (内訳) 積立金 22.5万円 (加入者積立分) 保険料 8.8万円 (掛け捨て) 事務費 2.2万円 (付加保険料)

※収入保険の説明をご希望の方は、NOSAIまでご連絡をお願いいたします。

NOSAI新潟下越支所  
収入保険課  
電話 0254・33・3902

**遊休農地の解消に向けて**

農地部長 曾根 善治

私たち農業委員と農地利用最適化推進委員は、毎年合同で遊休農地、違反転用などの把握、発生防止のため農地パトロールを行っています。昨年からは遊休農地の判断基準が変わったため、目合わせも兼ねて8月2日に実施し、その後、8月下旬から地区担当委員と事務局で各地域の一筆ごとの調査を実施しました。また、毎月の定例会議時に各委員が農地状況の報告もしています。

遊休農地と判断された農地については所有者に現況の写真と位置図を含めた利用意向調査書を送付し、遊休農地の解消に向け協力をお願いしています。また、遊休農地を解消し再利用してもらったため、町の遊休農地対策事業補助金もありますので、詳しくは町の産業観光課・農業委員会へご相談ください。農地は荒れてからでは元に戻すことが大変です。周りにも迷惑がかかります。そうならないためにも、日ごろの管理をお願いいたします。

**遊休農地の再生利用を応援します！  
遊休農地対策事業補助金**

◆ 補助内容 ◆

対象者	対象経費	補助金額
①遊休農地を新規に取得又は賃借して耕作する者 ②地区協議会（農家組合単位で組織し、遊休農地所有者を含む3戸以上を構成員とする協議会）	遊休農地を解消、再生利用する活動に要する経費 (障害物撤去、抜根、草刈、耕うん等による環境整備) ※土地改良に要する経費は除く	補助対象経費の3分の2とする。 (1回限り)
上記②の地区協議会	上記で整備した遊休農地の保全管理に要する経費 (景観作物作付け活動又は耕うん、草刈等による保全管理)	補助対象経費の3分の2とする。 (1年に1回まで、2年の活用を上限とする。1回分限度額2万円/10a以内)

※補助額は予算の範囲内での交付となります

◎ 詳しいお問い合わせは産業観光課・農業委員会 (☎ 27-2111) へお問い合わせください。

**農作業事故の防止に心がけましょう**  
**農業機械による公道への汚れ防止に心がけましょう**  
**堆肥による迷惑臭の防止に心がけましょう**

# ほ場整備の実現に向けて

大夫興野藤寄地区ほ場整備委員会 新保 昭治

私たちの地区は、大夫興野・藤寄地区で受益面積が約40ha弱の地区です。水田の中に畑が約4haあり、作業効率が悪い上、近年、農家戸数の減少と高齢化が進み、農地維持に不安を抱えています。

平成28年4月、農地を守る為に大夫興野・藤寄・浦山の多面的機能支払制度の構成員でほ場整備の勉強会を始めました。平成30年2月に15名で、大夫興野藤寄地区ほ場整備委員会を立ち上げ、役員及び地元地権者、関係者、町、土地改良区にご協力いただき、ほ場整備の実現に向け活動してきました。

事業採択される要件として収益性の向上、農地の集積・集約化、それに加えて約2割の園芸作物に取り組みなければならないことか



ら、令和3年度に役員及び関係者の協力のもと、農地中間管理機構の活用を始めました。これにより、農地が集団化され、効率的に作業が進むことと思います。ほ場整備に向け、今後も皆様のご協力をお願いいたします。

## 自分の農地でも農地転用に許可がいること、ご存知ですか？

農地転用とは農地に住宅を建てたり、資材置場にするなど、農地を農地以外の目的で使用することです。違反転用者には懲役・罰金が科せられる可能性があります。農地転用の際は必ず農業委員会へ事前相談をしてください。

## 全国農業新聞

農業委員会のネットワークが発行する農業専門紙です。

- ★週刊金曜日発行 月700円
- ★申込：農業委員会事務局又は農業委員・推進委員
- ★連絡先：27-1964

## あ と が き

今回は少し変わった形で思いのままに書いてみたいと思います。コロナの三文字はどれだけ目にしたでしょうか。早く収まって通常の生活に戻り経済が良くなってほしいと願うばかりです。

私は普段、気に入った本があると買うのですが、仕事と酒が邪魔をして溜まってしまって中々読む時間がありません。

そんな私の一番のお気に入り「10歳若返る！簡単に頭を鍛える法」(高島徹治著 三笠書房)です。朝の30分がこれからの人生を左右するなど色々書いてあり、読むと一日が変わります。

最も興味深かったのは「もの忘れ」というのは、人間に与えられた素晴らしい能力ということです。(本を読んだ意味がない・・・笑) 皆さんも健康でいつまでも自立した生活ができるよう、ご自身で心身を維持して健康寿命を延ばし、楽しく働いてほしいものです。

農業の後継者が少ない中での不安、これからの経営を成功させるポイント、その後継者が未来を変えて農業ができるような対策を応援していくとともに、町内のほ場整備の早期完了を望み次世代に繋げてもらいたいと思います。

広報委員 神田 勝

◆編集・発行 聖籠町農業委員会

〒957-0192

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

☎(0254)27-2111

(印刷 天野印刷)